

令和7年度
学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業
芸術家の派遣（学校申請方式）

実施校募集要領



文化庁

令和6年9月
文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室

応募に当たっての重要事項が書かれていますので、必ず熟読してください。
この募集は、事業実施スケジュールの都合上、前年度に行うものです。予算編成等の状況によっては、事業の中止、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れが生じる場合がありますので、予め御了承ください。

目次

1. 事業概要	P.1~3
2. 応募から実施までの流れ	P.4
3. 経費について	P.5~11
4. 応募方法	P.12~15
5. 応募書類の記入方法について	P.16~21
【様式1】 応募校調書	
【様式2】 被派遣者略歴表	
【様式3】 実施希望調書	
【様式4】 経費計画書	
【様式5】 旅費計算書	
6. Q&A	P.22~25
< 別表Ⅰ > 実施分野表	P.26
< 別表Ⅱ > 片道100km未満の特例区間	P.27~30

問い合わせ先

令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業 事務局 芸術家の派遣 係

近畿日本ツーリスト株式会社 コーポレートビジネス支社 公務営業支店内
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル13階
TEL : 0570 - 064 - 203 (プッシュ②)
メール : h7-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp
※開局時間 : 10:00 ~ 17:00 (平日)

▶学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業専用ウェブサイト
URL : <https://www.kodomogeijutsu.go.jp/>



ホームページはこちら

1. 事業概要

1 事業の趣旨

小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、講話、実技披露、実技指導（以下「講話等」という。）を実施することにより、子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造に資することを目的とした事業です。

2 事業内容

実施校が実施を希望する個人又は少人数の芸術家が実施校を訪れ、児童・生徒を対象に、文化芸術に関する講話、実技披露、実技指導を行います。

なお、実施内容は「[5 実施方法](#)」(P.2)を踏まえ、「[3.経費について](#)」(P.5~11)に規定する経費範囲内において、応募校及び招へいする芸術家にて計画するものとします。

3 対象

小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校（小学部、中学部、高等部）、中等教育学校、高等学校を対象とします。

※ 1校につき1応募までとします。

※ 実施校の採択においては、応募校のうち、芸術家の派遣において、直近2年間採択実績がない学校を優先するとともに、分野や地域のバランス、事業費を考慮いたします。

4 実施分野

1. 音楽（ピアノ、声楽、弦楽器、パーカッション、管楽器、合唱、オーケストラ等、音楽劇（オペラ）など）
2. 演劇（現代劇、ミュージカル、人形劇、児童劇など）
3. 舞踊（バレエ、現代舞踊、身体表現など）
4. 大衆芸能（落語、講談、漫才、浪曲など）
5. 美術（洋画、日本画、版画、彫刻、書、写真など）
6. 伝統芸能（歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、日本舞踊、和太鼓、箏、三味線、邦楽など）
7. 文学（俳句、朗読など）
8. 生活文化（囲碁、将棋、華道、茶道、和装、食文化など）
9. メディア芸術（メディアアート、映画、アニメーション、マンガ、映像など）

» [<別表 I> 実施分野表 : P.26](#)

※ 上記以外の実施分野でも、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを伝えることができるものであれば実施可能です。文化庁委託業者（以下「事務局」という）まで事前に御相談ください。

※ 上記に該当しない種目（中項目）は、最も当てはまる分野（大項目）より「その他」を選択し、右の欄に簡潔に記入してください。その他に分類される分野・種目（中項目）としては以下のようなものが挙げられます。

例：剪定技術、郷土芸能、他国の伝統芸能 等

※ 特に「伝統工芸品産業の振興に関する法律」に基づく指定工芸品に係る実演披露や指導を含む場合は大項目「生活文化」の中項目「その他」を選択し、指定伝統工芸の名称を明記してください。

※ 「美術／書」の実施分野には、習字／書写が含まれませんので御留意ください。

※ 実施分野・種目は、事務局での集計時により適切な分野・種目へ整理する可能性があります。

5 実施方法

1. 実施期間

令和7年5月1日（木）から令和8年1月30日（金）まで

※ 国会の予算審議の状況により、実施開始が遅れる場合があります。

2. 実施回数

1校当たり3回まで

3. 実施時間

1回当たり1時限以上3時間まで

※ 休憩等を挟む場合も、実施時間は合計して計算することとします。

※ 「4.実施分野」に該当する分野について、国語、社会、音楽等の教科や総合的な学習の時間など、**教育課程上の授業時間に位置付けて実施することとします。**

※ **部活動として実施することはできません。**

4. 実施形態

- ・ 複数の学校が合同で開催することもできます。
- ・ より多くの子供たちに芸術鑑賞・体験を享受できるように、一部の限られた児童・生徒を対象とせず、できるだけ多くの児童・生徒が参加できる計画としてください。また、専攻クラスのみでの指導強化等を目的とした実施は対象となりません。

5. 実施会場

会場は原則として、実施校の施設（教室・体育館等）とします。

※ ただし、複数の学校が合同で実施する場合や全校児童・生徒を収容できるスペースがない等の場合は、地域の文化施設等適切な場所を会場とすることができます。

6. 派遣する芸術家の人数

1回当たり講師1名、補助者5名まで

（文化施設で合同開催の場合は補助者8名まで）

※ 補助者だけの派遣はできません。

※ 実施希望校の非常勤講師は、本事業における講師・補助者として認められません。

※ **応募後に講師・補助者を変更することは認められません。**講師の急病などのやむを得ない理由により、変更が見込まれる場合は、至急、変更が見込まれる事項に理由を添えて事務局まで御連絡ください。その際、経費については、応募時の経費及び旅費計画からの増額は認められませんので御留意ください。（応募時の積算額が上限となります）また、講師・補助者の追加につきましても、限られた予算の範囲で実施しているため、増員を認めることはできません。応募の際に十分御検討ください。

6 地元共催者

主催者及び共催者は次のとおりですが、必要に応じて会場の管理者、市区町村、市区町村教育委員会を「地元共催者」として加えることができます。

【主催者】 文化庁

【共催者】 都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市、政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数及び実施校

※ 以下、共催者及び文化庁が認める共催者（会場の管理者、市区町村、市区町村教育委員会）をあわせて「地元共催者」と表記します。

7 実施に要する経費

芸術家の派遣に要する経費は下記のとおりです。

文化庁負担経費	地元共催者負担経費
① 謝金 ② 旅費 ③ 講演等諸雑費 (楽器運搬費・著作権使用料等)	■ 児童・生徒が会場へ移動する際の交通費 ■ 学校の施設設備の使用及び条件整備に係る経費 (光熱水料、ピアノ移動・調律費、暗幕設置費用等) ■ 文化施設を利用する際の使用に係る経費 (会場借損料(付帯設備費等含む)) ■ 諸雑費(お茶代、記念品代、花束代等) ■ 文化庁の基準単価を上回る経費等

※ 本事業の経費の範囲内(「3.経費について」P.5~11)において、実施可能な内容を応募校が計画し、採択を受けた場合に、事務局による経費精査にて決定した予算額の範囲内で実施するものとします。

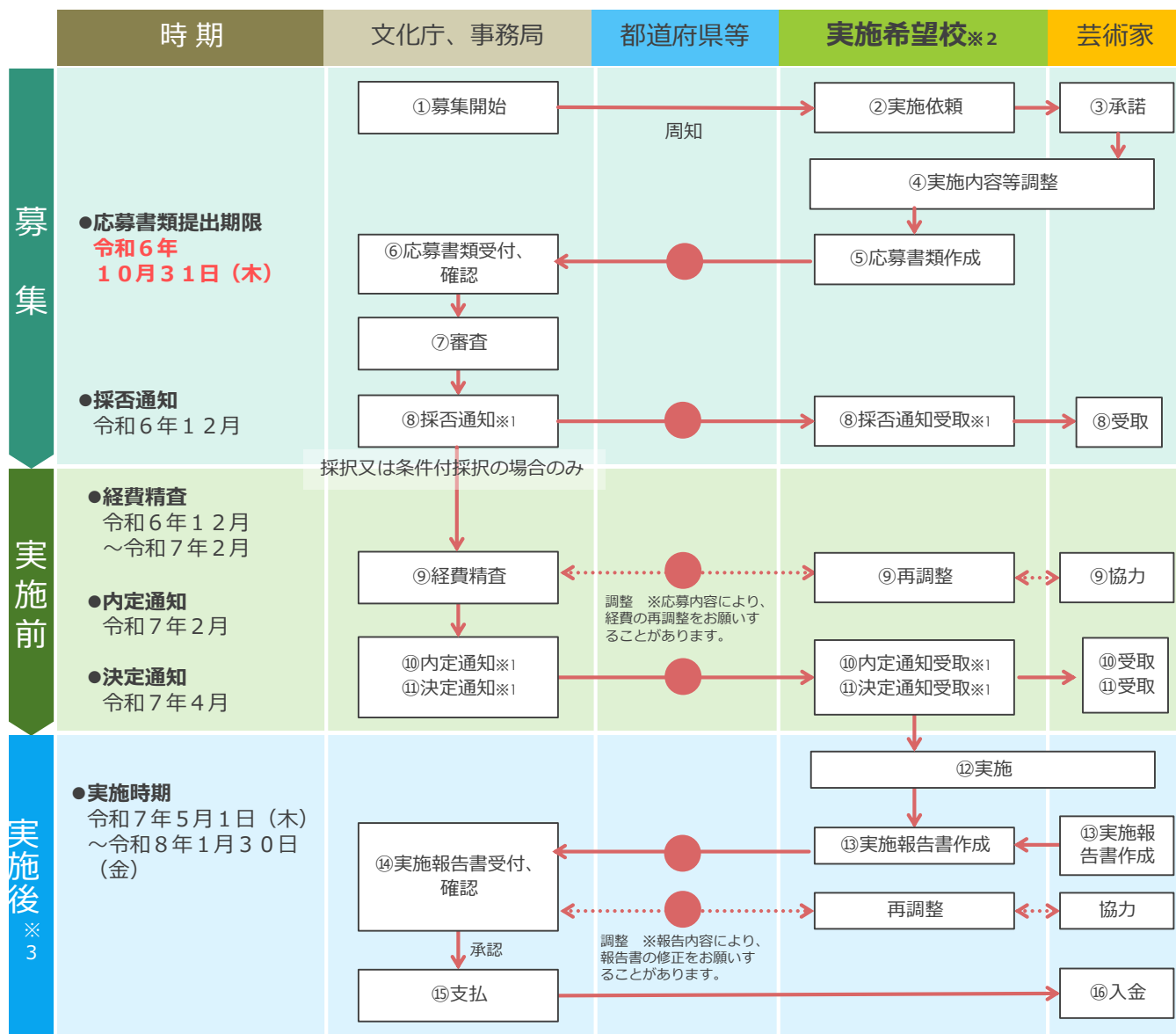
※ 具体的な経費の内容、規定、上限等については下記を御確認ください。

» [3.経費について：P.5~11](#)

※ 事業終了後、報告書に基づき、事務局が実績及び経費支払に当たり必要な書類の確認を行い、決定時に通知した予算額の範囲内において、事務局から被派遣者(講師及び補助者)や業者(講演等諸雑費の支払対象者)へ経費を直接支払います。

2. 応募から実施までの流れ

応募から実施報告までが事業全体の流れです。
採択となった場合には、以下の一連の手続きを御担当いただくこととなります。
新年度への引継も含めた事務体制を構築の上、御応募くださいますようお願いいたします。



→ 提出、連絡等の手続きの流れを示します。

⋯→ 状況により手続きが発生することがあります。



矢印の間に左記のマークが挟まる場合は、学校申請システムにて進捗状況の確認が可能となります。各都道府県等の御担当者へ別途御案内します。

※1 ⑧、⑩、⑪については、実施希望校又は採択された実施校が、責任を持って依頼した芸術家へ御連絡ください（文化庁又は事務局から芸術家への連絡はいたしません）。

※2 実施希望校の他に「地元共催者」が含まれる場合があります。

※3 実施後以降の流れについては、令和6年9月時点の情報のため、手続きの流れが変更となる場合があります。採択を受けた場合、手続きの詳細は事業開始後に掲出する「実施の手引き」を必ず御確認ください。

3. 経費について

1 経費負担区分

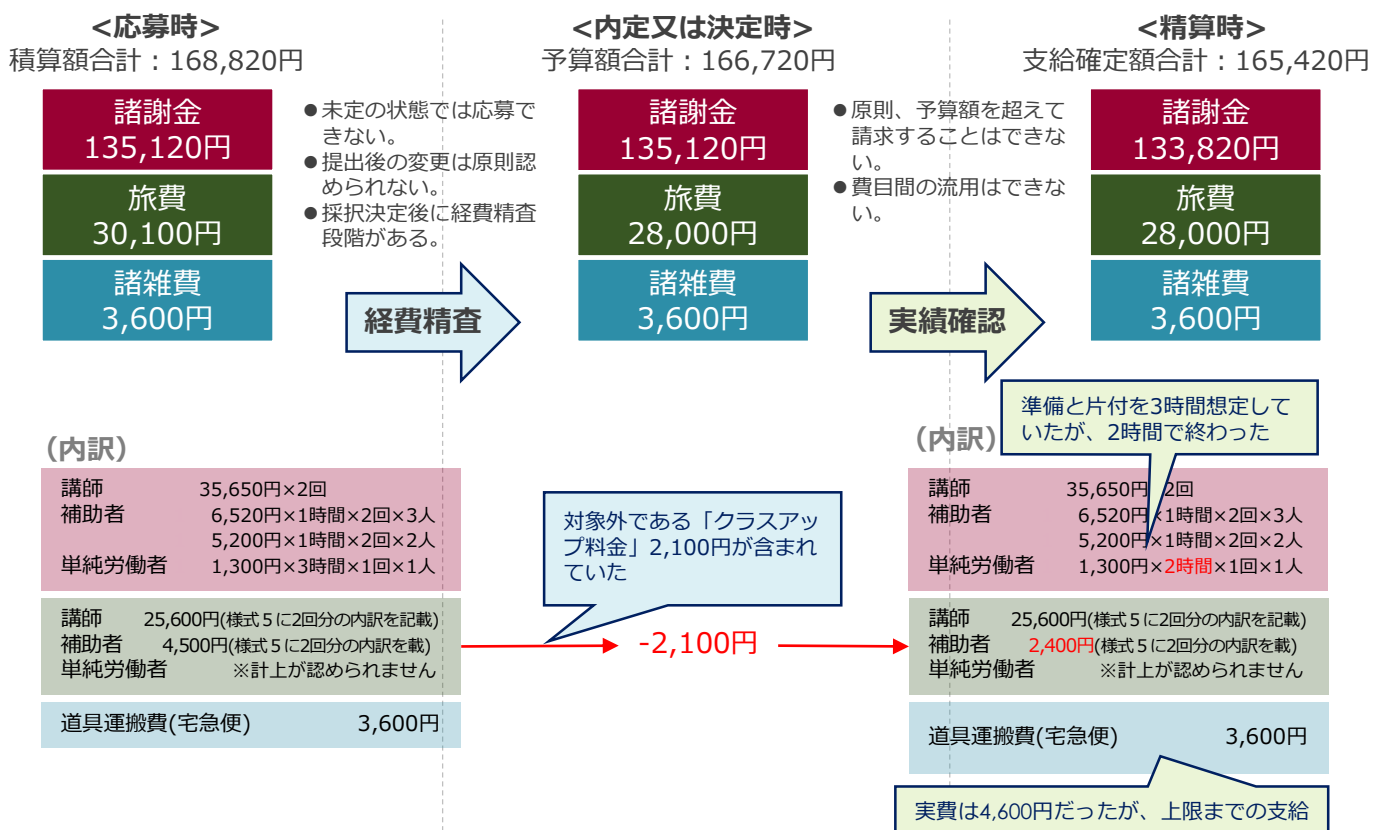
下記に既定する経費（謝金・旅費・講演等諸雑費）の範囲内において、実施が可能な内容を応募校が計画し、採択を受けた場合に、事務局による経費精査において決定した予算額の範囲内で実施するものです。

文化庁負担経費	地元共催者負担経費
① 謝金 ② 旅費 ③ 講演等諸雑費 （楽器運搬費・著作権使用料等）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童・生徒が会場へ移動する際の交通費 ■ 学校の施設設備の使用及び条件整備に係る経費（光熱水料、ピアノ移動・調律費、暗幕設置費用等） ■ 文化施設を利用する際の使用に係る経費（会場借損料（付帯設備費等含む）） ■ 諸雑費（お茶代、記念品代、花束代等） ■ 文化庁の基準単価を上回る経費等

2 予算額の決定及び支給確定額の決定方法について

- 採否通知後、事務局が経費の積算根拠について経費精査を行います。経費精査段階では、採択校に対し、経費の積算根拠についての確認や、積算の見直しをお願いすることがあります。経費精査完了後、予算額を決定し、内定通知又は決定通知の際にお知らせします。
- 事業終了後、事務局が報告書に基づき、実績及び経費支払に当たり必要な書類の確認を行い、決定時に通知した予算額の範囲内において、事務局から被派遣者（講師及び補助者）や業者（講演等諸雑費の支払対象者）へ経費（実費）を直接支払います。

<図> 予算額の決定及び支給確定額の決定の具体例



3 各経費規程

謝金単価

区分	単位	謝金単価	1日当たりの上限
講師（特別講演謝金）	1日当たり	35,650 円（税込）	
補助者	演奏謝金	1人1時間当たり	19,560 円（税込）
	実技指導謝金	1人1時間当たり	15,600 円（税込）
	単純労働者	1人1時間当たり	

- 上記の謝金の額は「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」において文化庁が設定しているものです。
- 実施回数の上限は、1校当たり3回までです。
（同一校の実施を午前と午後に分けて1日で実施する場合も、実施回数は1回と数えます。）
- 補助者演奏謝金及び実技指導謝金の1回当たりの支給上限時間は3時間分までです。
- 講師の随行者（秘書等）や企画制作を行う者等は、補助者（単純労働を行う者）に該当しません。
- 補助者が、実技指導の一環で演奏等の実技披露を行う場合は、原則として実技指導者に該当します。
- 事業決定後に補助者を増員することはできません。
- 講師と単純労働者の併用は認められません。

旅費規程

■ 旅費基準

- **1校ごとの往復を想定して【様式5】旅費計算書を作成してください。**原則として公共交通機関を利用し、講演に支障をきたさない範囲で、各被派遣者の居住地から学校等実施会場までの、最も効率的かつ経済的な移動経路の往復旅費を上限とします。

■ 支給対象経費

- 事業終了後、講師及び補助者の居住地から学校等実施会場までの往復旅費（実施回数分）を旅費基準に基づき認められた金額を支払います。
- **単純労働者とは原則として現地の方を想定しているため、旅費は計上が認められません。**旅費を支払う必要がある場合は【様式5】旅費計算書の備考欄に理由を記入してください。
- 講師1名、補助者最大5名分（複数校による合同開催かつ文化施設で実施する場合8名分）まで、文化庁において負担します。
- 旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき定めた基準により算出された金額の範囲内となります。旅費の計上に当たっては、講師・補助者とも行政職俸給表（一）の4級相当を基準とします。
- 事業終了後、領収書等の証憑書類の提出が必要です。必要書類は費目によって異なりますので、予め「[費目別基準と必要提出書類（P.7～9）](#)」を御確認ください。

■ 上限額

- 1校当たり 1回開催の場合25万円以内（税込）
- 2回以上開催の場合50万円以内（税込）

■ 費目別基準と必要提出書類

航空運賃

《基準》

航空機の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合、計上可能

《実施終了後、提出が必要な書類》

- ・領収書の写し（PDF形式、JPEG形式、PNG形式等）
- ・搭乗証明書又は搭乗案内の写し（PDF形式、JPEG形式、PNG形式等）

《留意事項》

- ・座席のクラスアップ料金の計上は認められません。
- ・応募時は普通運賃の金額を計上してください。
- ・手配する航空券については、決定通知以降（令和7年4月予定）に手配を開始することを想定し、「可能な限り廉価な券種」の選択をお願いします。なお、内定後の、学校都合及び講師都合による日程変更は認めません。自然災害や各種感染症等の流行等の不可抗力により、発生するキャンセル費用等については別途計上を認めますので、日程変更は見込まない手配を想定してください。
- ・「搭乗案内」とは、搭乗口を通過される際に発行される「行先」「便名」「座席番号」が記載された小さい用紙のことです。

鉄道料金

《基準》

運賃：起点から実施校まで最も経済的かつ効率的な経路の通し料金まで。

ただし、普通乗車料金、IC料金は問わない。

特急列車：片道100km以上の場合計上可能。ただし指定席料金、自由席料金は問わない

急行列車：片道50km以上の場合計上可能。ただし指定席料金、自由席料金は問わない

《実施終了後、提出が必要な書類》

領収書の写し（特急列車、急行列車のみ／PDF形式、JPEG形式、PNG形式等）

《留意事項》

- ・特急列車は、片道100km未満であっても、次の場合には利用できるものとします。
 - ① [＜別表Ⅱ＞（P.27～30）](#)の区間（途中駅で乗下車する場合は除きます）
 - ② ①以外の区間で特急列車を利用することで、日程が短縮でき経済的な旅程になると認められる場合
- ・グリーン席料金は計上できません。
- ・2回以上特急を乗り継ぐ場合、片道が100km以上であっても、1回の特急乗車区間が100km未満であれば、その特急料金は計上が認められません。

船

《基準》

[旅客運賃]

運賃の等級設定がある区間：中級以下の運賃まで計上可能

運賃の等級設定がない区間：その乗船に要する運賃を計上可能

[寝台料金]

旅客運賃＋寝台料金

[座席指定料]

旅客運賃＋座席指定料金（クラスアップ料金不可）

《実施終了後、提出が必要な書類》

領収書の写し（PDF形式、JPEG形式、PNG形式等）

《留意事項》

- ・寝台料金を計上する場合、宿泊料は計上が認められません。

路線バス

《基準》

起点から実施校まで最も経済的かつ効率的な経路の通し料金までの運賃を計上可能。
ただし、普通乗車料金、IC料金は問わない。

《実施終了後、提出が必要な書類》

なし

《留意事項》

- 一般的な路線検索システム等で金額・経路の確認が取れない場合は、料金表を御提出ください。

自家用車

《基準》

車賃：1km当たり37円（ガソリン代として）

高速料金：高速道路の利用が最も経済的な通常の経路及び方法によると認められる場合、計上可能

《実施終了後、提出が必要な書類》

領収書又はETC利用明細の写し（高速料金のみ／PDF形式、JPEG形式、PNG形式等）

《留意事項》

- 全路程を通算し、1km未満の端数は切り捨てます。
- 車賃計上は、自身の所有する自家用車を使用した場合のみ対象です。送迎や運搬車、他者の所有する車で運転、及び同乗の場合は車賃を計上することができません。

日当

《基準》

[宿泊を要する日]

移動距離に関わらず1日1,100円

[宿泊しない日]

1日の移動距離が鉄道100km未満、水路50km未満、陸路25km未満の旅行の場合、計上不可
それ以外の場合は1日1,100円

《実施終了後、提出が必要な書類》

なし

《留意事項》

- 旅行が鉄道、水路又は陸路にわたる場合は、鉄道4km、水路2kmをそれぞれ陸路1kmとみなします。

例：鉄道で30km、バスで10km移動した場合

$(30\text{km} \div 4) + 10\text{km} = 17.5\text{km}$ （陸路換算）⇒ 日当計上不可

鉄道で50km、バスで15km移動した場合

$(50\text{km} \div 4) + 15\text{km} = 27.5\text{km}$ （陸路換算）⇒ 日当計上可

宿泊料（1夜につき）

《基準》

甲地方：10,900円まで

対象：さいたま市、千葉市、東京特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

乙地方：9,800円まで

対象：甲地方以外

《実施終了後、提出が必要な書類》

なし

《留意事項》

- ・業務上の必要に限り計上が認められます。
- ・実施日を起点として前泊又は後泊する場合は、備考欄に理由を添えてください。

パック旅行

《基準》

上記各旅費基準に準ずる

《実施終了後、提出が必要な書類》

- ・領収書の写し（PDF形式、JPEG形式、PNG形式等）
- ・内訳明細の写し（PDF形式、JPEG形式、PNG形式等）

《留意事項》

- ・旅行会社、インターネットのパッケージツアー等で手配する場合、内訳が分かる領収書を発行いただくよう御依頼ください。

■ 計上が認められない経費

- ・ 芸術家側の都合、計画不備により生じた予算額を超える旅費
- ・ 芸術家側の都合、計画不備により生じたキャンセル料、変更手数料
- ・ 打ち合わせやリハーサル・稽古のためにかかった旅費
- ・ 駐車場代、駐輪場代
- ・ タクシー利用料金（交通状況によりやむを得ない場合を除く）
- ・ 必要な書類が添付されていない旅費
- ・ グレードアップ料金（グリーン席、クラスJ等）
- ・ 食事代

※ 上記以外で計上できるかどうか判断しかねる経費については事務局までお問い合わせください。また、事前に連絡があった場合でも、費用計上が認められない場合がありますので、御了承ください。



講演等諸雑費

■ 支給対象経費

- ・本事業の実施に際し実技指導に必要な経費等を、下記の上限額の範囲内で文化庁が負担します。
- ・対象となるのは、事業内で児童・生徒が使用する教材費や、楽器等の運搬費等、事業実施に当たり直接必要となる経費です。
- ・事業終了後、請求書（楽器席等の場合は領収書）の提出が必要です。

■ 上限額

50,000円以内（税込）（一応募当たりの上限）

文化施設等で合同開催する場合、**100,000円以内（税込）**

計上が認められる主な講演等諸雑費

- ・教材費（学校・児童・生徒が標準で所持していない消耗品費に限る）
例：画用紙、絵具等
- ・レンタル費
例：児童・生徒用の体験楽器、音響機材、メディア芸術分野の通信機材等
- ・運搬費（講師・補助者の旅行に係る私物の運搬費を除く）
例：教材運搬費、楽器運搬費、講演に係る道具・衣装運搬費、楽器席代等
- ・著作権使用料
例：音楽著作権使用料、台本使用料、原作使用料等
- ・音楽費
例：作曲料、編曲料、音響費等

計上が認められない主な講演等諸雑費

- ・講師が所有する物のレンタル代
- ・講師が所有する物のメンテナンスをする場合の費用
- ・備品購入費（事業終了後も継続して使用できる物）
- ・本事業に係る経費と通常の事務経費が明確に区別できないもの（コピー用紙、トナー等）
- ・地元共催者負担経費（下記の経費については地元共催者で負担するようお願いしております）
 - ・児童・生徒が会場へ移動する際の交通費
 - ・学校の施設設備の使用及び条件整備に係る経費
例：光熱水料、ピアノ移動・調律費、暗幕設置費用、暖房機器レンタル費等
 - ・文化施設を利用する場合の会場借損料及び付帯設備費
 - ・食事代（弁当代、お茶代等）
- ・講師・補助者における稽古・指導に係る経費
- ・リハーサル・練習会場借損料
- ・贈答品にあたるもの
- ・任意加入の保険料（旅行保険、レンタカーの免責補償等）
- ・手数料
例：事務手数料、振込手数料等

※上記以外で計上できるかどうか判断しかねる経費については事務局までお問い合わせください。

■ 講演等諸雑費計上に当たり提出が必要な書類

業者を利用する場合

- **費目**
運搬費、レンタル費、消耗品等
- **提出が必要な書類**
見積書の写し（PDF形式、JPEG形式、PNG形式等）
- **留意事項**
 - ・見積書を取得する場合の宛名は「近畿日本ツーリスト株式会社」としてください。ただし、応募時において採択は確定しておりませんので、見積書を取得の場合は業者に必ずしも取引が発生するものではないことを業者に御説明の上、了承を得てください。
 - ・「近畿日本ツーリスト株式会社」の名前で取得ができない場合に限り、見積書は学校名や取得者名の宛名の書類でも構いません。
 - ・宛名の他、見積書面内に「見積元の情報（名称、住所、電話番号）」「発行日」「取引内容（費目名、数量、事業名、実施校名、実施日）」「取引金額」及び「押印」があるかどうかを確認してください。

店舗等を利用し直接購入する場合

- **費目**
見積を取得できない消耗品
- **提出が必要な書類**
参考とした価格の根拠書類（商品ページのスクリーンショット等）
- **留意事項**
 - ・講師側又は学校側で購入した物品を計上する場合は、実施後に別途「立替払請求書」及び出金記録（領収書、振込明細書等）を御提出いただく必要があります。
 - ・実施後、実際にかかった費用が応募時に計上した参考価格を上回った場合、応募時の額を上限とするお支払になります。

楽器席料金を利用する場合

- **提出が必要な書類**
空路を利用する場合 : 利用区間に応じた特別旅客料金表
鉄道を利用する場合 : 利用区間に応じた料金表

日本音楽著作権協会（JASRAC）を利用する場合

- **提出が必要な書類**
使用料計算シミュレーションの計算結果ページのスクリーンショット等を御提出ください。
<https://www.jasrac.or.jp/users/calculation/concert/event1.html>
（PDF形式、JPEG形式、PNG形式等）
- **留意事項**
JASRAC以外の著作権使用料を計上する場合は、「業者を利用する場合」を参照してください。

4. 応募方法

応募書類を作成する際に、必ずP.5～11の「3. 経費について」を参照してください。

1 応募に必要な書類

提出する書類	提出枚数等	形式
【様式1】応募校調書	1校につき1枚ずつ	Excel (xlsx形式)
【様式2】被派遣者略歴表		
【様式3】実施希望調書		
【様式4】経費計画書		
【様式5】旅費計算書		
講演等諸雑費に係る見積書等根拠書類	必要項目に応じて提出	PDF形式

応募書類は下記のURLよりダウンロードしてください。

URL : <https://www.kodomogeijutsu.go.jp/r7/haken.html>



2 書類提出先

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業〈学校申請システム〉

URL : <https://rsms.co3.co.jp/bunka/Login>

上記システムより、応募書類を登録してください。

※ システムの利用方法については、1に記載のURLよりシステムマニュアルを取得の上、参照してください。



● 提出方法・システムに関するお問い合わせ

TEL : 0570-064-176

※10:00～17:00 (平日)

● 事業内容に関するお問い合わせ

TEL : 0570-064-203 (プッシュ②)

E-mail : h7-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp

※10:00～17:00 (平日)

3 提出期限

令和6年10月31日(木) 23時59分 厳守

※上記期限に間に合わない応募は、いかなる理由においても受理いたしません。

4 応募に当たっての留意事項

- この募集は、事業実施スケジュールの都合上、前年度に行うものです。予算編成等の状況によっては、事業の中止、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れが生じる場合がありますので、予め御了承ください。
- 実施希望校・地元共催者は、講師となる芸術家の内諾を得た上で応募書類を提出してください。

- 応募及び実施の主体は学校です。例年、講師との連絡がつきづらい、対応に問題がある等の御相談をいただくことがあります。講師の選定は応募校が責任をもって行い、応募前に講師と実施内容について調整の上、御応募ください。
- 近年、実施希望校又は芸術家の一方で作成された書類が多く見受けられます。応募書類作成の主体は実施希望校です。各担当者に任せきりとならないよう、双方で連携を図りながら書類を作成してください。学校が行う手続きや書類の作成を講師が代行して行うことは認められません。
- 実施決定後の精算手続きの段階を除き、原則として、講師となる芸術家へ、文化庁及び事務局が直接連絡をとることはありません。文化庁及び事務局からの連絡事項等については、必ず、応募校から講師となる芸術家へ共有してください。
- 応募書類（応募校調書、被派遣者略歴表、実施希望調書、経費計画書、旅費計算書）の内容に基づき審査を行うため、事務局からの修正依頼の場合を除き、応募後に、内容及び金額を変更することはできません。実施希望校と講師の間で十分検討・精査の上、応募書類を作成し、提出してください。
- 複数の学校が合同で開催する場合、応募校の児童・生徒は全ての実施回に参加してください。（合同開催校のみでの実施は認められません。）
- 応募に当たり必要な様式は毎年度変更しています。前年度の様式は使用せず、必ず本年度の様式を使用してください。また、電車・バスの運賃等は料金改定されている場合がありますので、必ず応募時点の最新の料金を確認してください。
- 採択となった場合、年度をまたいで手続きや準備に対応いただくこととなります。新年度に体制変更がある場合は、特に、募集要領、応募様式、連絡調整の記録等の引継をしっかりと行ってください。
- 経費発生を伴う準備については決定通知受取後に開始するものとします。（事業開始前（決定通知前）に生じた費用の計上は認められません。）

5 採否通知について

- 採否については、令和6年12月頃に採否通知を以て連絡します。
- 採否通知において、「条件付採択」を受けた場合には、提示された条件について対応の可否や代替案の回答を行い、調整が整った場合は「採択内定」とします。また、調整の結果、実施が難しいと判断した場合は、採択を見送ります。

6 採択後の手続きについて

■ 経費精査

採否通知後、事務局において経費精査を行います。経費精査期間中は、採択校に対し経費に関する確認や修正をお願いする場合があります。精査期間には期限がありませんので、必ず対応できる体制としてください。

※ なお、本事業を効率的に執行し、より多くの児童・生徒に文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するため、近隣地域内において複数の学校が、同一の講師で採択を受けた場合は、連続した日程で実施が可能となるよう、日程の再調整及び経費の再算出をお願いすることがあります。ただし、実施校又は講師において日程の再調整が困難な場合は、応募時に予定する日程を優先することとします。

■ 内定及び決定通知

令和6年度内に芸術家の派遣全体の採択内容が整った場合、「内定通知」を以て内定をお知らせします。また、実施の確定及び開始については、令和7年4月以降（令和7年度事業開始後）に、「決定通知」を以てお知らせします。

事業開始後に、採択後の手続き等をまとめた「実施の手引き」を掲出します。

■ 事業終了後

事業終了後に、学校側においても報告書の作成・提出が必要となります。

» 参考：令和6年度 芸術家の派遣事業「実施の手引き」

https://www.kodomogeijutsu.go.jp/r6/dl/haken/school/r6_tebiki.pdf

※ 実施報告書の内容については、今後、文化庁の資料として使用する場合やホームページ等で公開することがあるので、予め関係者に承諾を得てください。

7 不正行為に係る処分について

経費の虚偽申請や過大請求等による委託費の受給等、不正行為を行った場合には、採択の取消、委託費の全部又は一部の返還、加算金の納付、不正行為の公表、委託費の支払停止措置を行う場合があります。

また、平成22年9月16日付け文化庁長官決定に基づき、文化庁が芸術活動への支援等のために公募を行う事業への応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日
文化庁長官決定

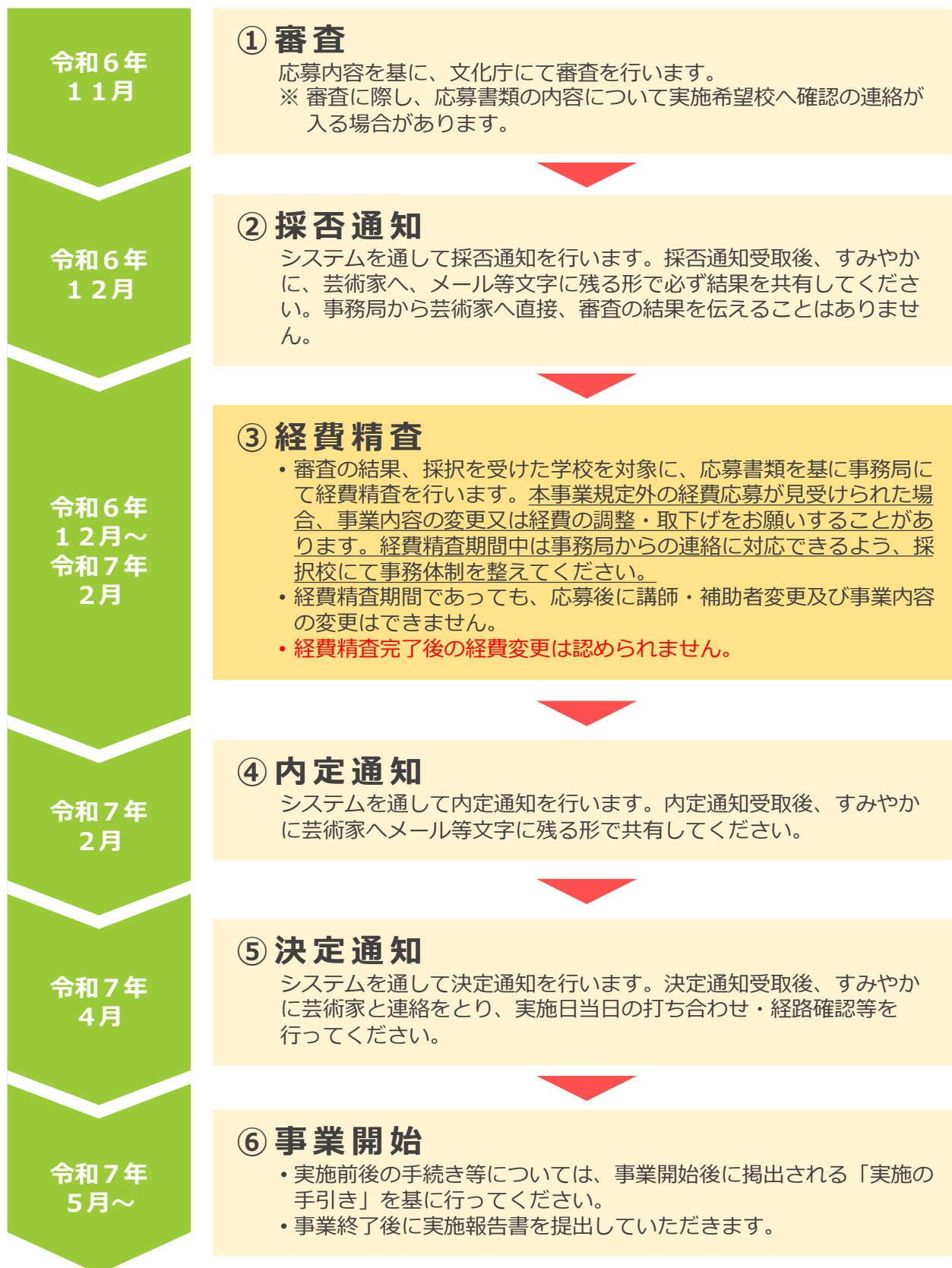
文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

加えて、平成23年度には、文化庁が設置した「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関する検討会」において、「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」が作成されています。本事業に係る委託費も対象となりますので、内容を熟読の上、適正な会計処理をしてください。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/pdf/h24_hojokin_fusei_matome.pdf



上記のスケジュールは募集開始時点の予定です。スケジュールは予告なく変更となる場合がありますので予め御了承ください。

5. 応募書類の記入方法について

【はじめに】

- 様式の記入に当たっては、本事業の専用ウェブサイトにある[個人情報について]をお読みください。
 - 個人情報についてURL：<https://www.kodomogeijutsu.go.jp/privacy/index.html>
- 様式の記入・提出に際しましては、[個人情報について]に同意していただいたものとします。
- 本事業で得た個人情報は、本事業内のみで使用します。

【様式1】 応募校調書

様式 1

令和7年度 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業
 芸術家の派遣（学校申請方式） 応募校調書

1. 実施希望校情報

ふりがな	〇〇しりつ ぶんか しょうがっこう		
実施校名	〇〇市立文化小学校		
都道府県・ 政令指定都市名	北海道		
学校コード	A000000000000	学校種 小学校	都道府県 北海道 設置 公立
担当者名	◇◇ ◇◇ <input checked="" type="checkbox"/> 次年度担当者が変更の場合でも、校内で情報共有の環境整備が出来ている		
TEL	00 - 0000 - 0000	連絡可能時間帯	15時～17時まで
メール	xxx@xxxx.xx.xx		
全校児童生徒数	300	アルファベット1文字+数字12ケタの文部科学省学校コードを入力してください。 学校コードはこちらから検索してください。 URL： https://edu-data.jp/	
備考欄	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇		

2. 実施希望内容

実施会場	実施校の教室・体育館		
合同開催	あり	参加校名	〇〇市立文化中学校
実施分野	大項目	音楽	※大項目選択後に中項目の選択肢が表示されます
	中項目	1 その他	民族楽器
実施回数	3 回	2025/05/20	2025/06/05 2025/06/06
講師氏名	芸術 花子 ※様式2の内容を反映します		
所属団体	●●室内管弦楽団		
学校との関係	卒業生 <input checked="" type="checkbox"/> 被派遣者（講師）と学校とで連携が取れている		



【様式2】被派遣者略歴表

様式2

令和7年度 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業 芸術家の派遣（学校申請方式）被派遣者 略歴表

1.被派遣者代表者情報

代表者名	芸術 花子		
所属団体名	●●室内管弦楽団		
	法人番号：		<input checked="" type="checkbox"/> 任意団体の場合はチェックをつけてください
団体所在地	〒 ***-***		
	〇〇市 △△ 1-1-1		
TEL	00 - 0000 - 0000	連絡可能時間帯	午前中
メール	●●@aa.bb.ccc		

*事務局より連絡する場合がありますので、つながりやすい連絡先を御記入ください。

2.被派遣者略歴表

令和6年 9 月 24 日現在

講師 に○	氏名（本名）	ふりがな	芸名・活動名	生年月日	専門分野	活動年数
○	芸術 花子	げいじゅつ はなこ		1980/5/15	ヴァイオリン	20 年
	次代 太郎	じだい たろう	次代 タロー	1981/6/16	ヴァイオリン	18 年
	音楽 花子	おんがく はなこ		1982/7/17	ヴィオラ	17 年
	演奏 太郎	えんそう たろう		1983/8/18	チェロ	12 年
	弦楽 花子	げんがく はなこ		1984/9/19	コントラバス	18 年
	鍵盤 太郎	けんばん たろう		1985/10/20	ピアノ	15 年
						年
						年
						年
						年
						年
						年

講師に該当する方に「○」を付けてください。
※講師登録は1名のみです。

被派遣者代表者情報について
被派遣予定メンバーを統括する代表者の情報を記入してください。
講師でなくとも構いません。
また、事業には参加しない方でも構いません。

団体名について
被派遣予定メンバーが帰属する芸術団体がある場合は記入してください。
特定の団体やグループを組んでいない場合は空欄のままで構いません。

参加予定の芸術家が15名を超える場合は別紙にまとめて御提出ください。

■ 【様式3】実施希望調書 留意事項

※記入方法は、第3回も同様です。

① 【実施日】

応募後に実施日を変更することは認められません。ただし、本事業を効率的に執行し、より多くの児童・生徒に文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するため、近隣地域内において複数の学校が、同一の講師で採択を受けた場合は、事務局による経費精査段階で、連続した日程で実施が可能となるよう、日程の再調整及び経費の再算出をお願いすることがあります。ただし、実施校又は講師において日程の再調整が困難な場合は、応募時の日程を優先することとします。

② 【実施合計】

実際に講師が児童・生徒に講話等を行う実働時間を記載してください。
打ち合わせや休憩時間は除いてください。

③ 【著作権】

著作権者の許諾を得る必要があるか確認し、許諾が必要な場合には許諾取得状況も選択してください。

④ 【参加児童・生徒数/単位】

できるだけ多くの児童・生徒が参加できる計画としてください。
「全校児童・生徒、学年単位、学級単位、その他」より選択し、「学年単位、学級単位、その他」の場合は下段に詳しい内容を手入力してください。

⑤ 【補助者】

- プルダウンから被派遣者名を選択してください。
- 2回目、3回目を実施する場合は、自動で1回目の補助者名が反映されますが、1回目と2回目以降の補助者が異なる場合は、プルダウンから被派遣者名を選択してください。
- 実施形態が「複数校による合同開催かつ文化施設で実施する場合」のみ、8名分まで補助者を加えることができます。実施形態を御確認の上、入力してください。
- 原則、補助者を変更することはできません。応募時に仮として入れていただいても、理由により変更が認められないこともありますので、御了承ください。

⑥ 【事業内容】

事業目的だけでなく、実施方法及び講師の関わり方等、事業内容を具体的に記載してください。複数回実施する場合は、複数回に渡ってどのような内容で行うのか、事業の流れがわかるよう具体的に記載してください。全ての回とも同じ内容で行う場合は、回ごとに対象参加児童・生徒を変更して実施してください。

【様式4】経費計画書

様式4

令和7年度 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業 芸術家の派遣（学校申請方式） 経費計画書

実施日	第1回	2025/5/20	第2回	2025/6/5	第3回	2025/6/6
-----	-----	-----------	-----	----------	-----	----------

謝金・旅費

種別	氏名 ※本名	謝金 (a)	旅費 (b)	合計
講師	芸術 花子	106,950 円	38,356 円	145,306 円
補助者1	次代 太郎	35,160 円	21,380 円	56,540 円
補助者2	音楽 花子	35,160 円	21,380 円	56,540 円
補助者3	演奏 太郎	35,160 円	21,380 円	56,540 円
補助者4	弦楽 花子	13,040 円	21,380 円	34,420 円
補助者5	鍵盤 太郎	13,040 円	21,380 円	34,420 円
補助者6	-	0 円	0 円	0 円
補助者7	-	0 円	0 円	0 円
補助者8	-	0 円	0 円	0 円
補助者9	-	0 円	0 円	0 円
補助者10	-	0 円	0 円	0 円
補助者11	-	0 円	0 円	0 円
補助者12	-	0 円	0 円	0 円
補助者13	-	0 円	0 円	0 円
補助者14	-	0 円	0 円	0 円
補助者15	-	0 円	0 円	0 円
謝金合計 (a) + 旅費合計 (b)		238,510 円	145,256 円	383,766 円

謝金について

- ・【様式3】に実働時間を入力すると、氏名、金額は自動反映されます。各回の内訳は【様式3】を確認してください。
- ・各回の参加補助者が異なり、氏名欄に氏名が表示されない場合は、氏名欄のプルダウンより補助者名を選択してください。

旅費について

- ・【様式5】の個別の旅費合計額を手入力してください。

※講師謝金は1回あたり35,650円で自動計算・反映されます。

※補助者謝金は1時間当たり 演奏6,520円、実技指導5,200円、単純労務1,300円 で自動計算・反映されます。

※被派遣者毎に、【様式5】旅費計算書の合計金額を記入してください。

※旅費が0円の場合も記入してください。

講演等諸雑費

種別	項目または業者名	単価	数量	(単位)	合計
運搬費	〇〇運搬株式会社	10,000 円	1	式	10,000 円
消耗品	〇〇文具	33 円	100	本	3,300 円
レンタル					15,000 円
著作権					6,600 円
					0 円
					0 円
					0 円
講演等諸雑費について					34,900 円

講演等諸雑費について

- ・見積書又は料金表ごとに行ずつ入力してください。同一の見積書の品目を分けて入力する必要はありません。
- ・同一の業者に複数の種類の発注を行う場合は、当てはまる種類のうち一つを選択してください。
例) 楽器のレンタルと運搬を同一業者に発注する場合 等
- ・通常の授業で使用するために既に児童・生徒が所有しているもの（絵具、筆等）は計上が認められません。

※種別：

※金額の

※決定通知以降の項目変更や、見積業者からの変更は認められません。

総合計 (a)	418,666 円
---------	-----------

※本事業で得た個人情報は、本事業内のみで使用します。

※応募時に、本事業の専用ウェブページに掲載する[個人情報について]に同意していただいたものとします。

6 . Q & A

応募について

Q1 例えば、「芸術家の派遣」と「コミュニケーション能力向上」等、複数に併願することはできますか？

併願できます。

Q2 義務教育学校について、前期課程と後期課程がそれぞれ応募することは可能ですか？

義務教育学校については、課程ごとに応募することはできません。

Q3 学年ごとのプランを考えたので、複数応募してもよいですか？

1校につき応募は1件としてください。複数の学年にそれぞれ実施を希望する場合は、実施回（最大3回）ごとの実施対象を調整するなどし、工夫してください。

Q4 日程を決められません。また、講師は決まったのですが、補助者が決まっています。応募できますか？

応募できません。応募書類提出時まで、実施予定日、講師、補助者、実施内容を調整いただく必要があります。また、**応募後は原則予定変更は認められません**ので、十分に御検討の上、御応募ください。

Q5 応募書類の作成を、芸術家に一任してよいでしょうか？

本事業は学校が主体となって行っていただく事業です。芸術家が主体となって行っていることが判明した場合には、採択を取り消すこともありますので、事業趣旨について確認・承諾いただいた上で御応募ください。

実施形態について

Q6 応募後に講師・補助者を変更・追加することはできますか？

応募後の内容変更は認められません。講師の急病などのやむを得ない理由により、変更が見込まれる場合は、至急、変更が見込まれる事項に理由を添えて事務局まで御連絡ください。その際、経費については、応募時の経費及び旅費計画からの増額は認められませんので御留意ください。（応募時の積算額が上限となります）

追加につきましても、限られた予算の範囲で実施しているため、増員は認められません。応募の際に十分御検討ください。

Q7 実施回数が複数回となる場合、同一日程内で実施することはできますか？

できません。「芸術家の派遣」においては、同一日程内で行う実施は、実施時間を合計して1回と数えます。

Q8 周囲の学校と合同開催を行う場合、費用や芸術家人数の上限はどのようになりますか？

合同開催を行う場合でも、各費用の上限金額は1校当たりの上限金額と変わりません。ただし、芸術家の派遣で合同開催かつ文化施設で実施する場合のみ、補助者最大8名、講演等諸雑費上限100,000円で実施が可能です（謝金・旅費の上限は変わりません）。

経費について

Q9 学校が事業にかかる費用を負担することはありますか？

規定の範囲内で実施を計画する場合、芸術家に支払われる謝金、旅費、講演に必要な講演等諸雑費は、文化庁で負担しますので、学校側に費用負担が生じることはありません。規定の範囲を超えて、被派遣者へ対応を求める場合や、計上が認められない経費が生じる場合は、実施校等の地元共催者が負担することとなります。地元共催者が負担する経費としては、複数校が合同で開催する等で文化施設等を利用する場合の借損料や児童・生徒の移動費、ピアノ調律費、電話代等の事務経費、会場の光熱水料等があります。

なお文化庁負担経費であっても、規定を超過する金額については、地元共催者の負担となります。

Q10 旅費が計画時より安くなった場合、予算額範囲内で別の費目に流用してもいいでしょうか？

謝金・旅費・講演等諸雑費間での流用はできません。

応募書類を基に採否を決定しますので、応募以降の内容変更はできません。

Q11 開催日程として同日に2回実施した場合、謝金は実施回数分支払われるのでしょうか？

講師への謝金は「1日当たり35,650円」、補助者への謝金は「1日当たり3時間分まで」が上限です。同日開催の場合はこの上限が適用されますので、何回、何時間実施したとしても規定額が支払上限となります。

なお、実施校が異なる場合は、1日の実施校数分が支払われます。

（例）派遣先2校の場合：35,650円（又は補助者謝金3時間分まで）×2校分

Q12 補助者の謝金区分（演奏者、実技指導者）は、どちらを選択すればいいのでしょうか？

「演奏者」は実技を披露する者、「実技指導者」は実技指導を行う者を言います。実技指導の一環で実技披露を行う場合は、原則として実技指導者に該当します。また、実技指導の後に演奏会を行う等、1回の取り組みにつき複数の区分にわたって実施計画を行う場合は、合計3時間分を上限に複合して応募することが可能です。 **（例）実技指導2時間、演奏1時間 等**

Q13 謝金について、打ち合わせの時間を含めることはできますか？

謝金の対象は、児童・生徒に事業を行った実施時間（指導時間）であり、拘束時間ではありませんので、移動、準備、打ち合わせ等は時間に含まれません。

Q14 学校側で芸術家の旅行の手配・支払が必要でしょうか？

必要ございません。旅行の手配については、原則芸術家自身での手配を御依頼ください。旅費は、実施終了後に事務局より芸術家本人へ支払われます。

Q15 レンタカー代は計上できますか？

公共交通機関での移動を原則としており、移動のみを目的としたレンタカー利用は認められません。道具運搬を目的とするレンタカーの利用代等は、必要な場合に限り、「講演等諸雑費」に計上してください。この場合、同運搬車両に乗車する被派遣者の移動交通費を計上することは認められません。

Q16 航空券代が上限に収まりません。どうしたらよいですか？

「芸術家の派遣」は、規程の範囲内で実施内容を企画するものですので、規程の範囲内で実現できる内容を御検討ください。

航空券の手配については、決定通知以降（令和7年4月予定）に手配を開始することを想定し、「可能な限り廉価な券種」の選択をお願いします。なお、内定後の、学校都合及び講師都合による日程変更は認めません。

**Q17 芸術家に実施を依頼したところ、既に近隣の学校での実施の依頼があったとのことでした。同一の講師に実施をお願いしてもよいのでしょうか？
この場合、いずれかの学校が採択されない等の制限はありますか？**

同一の芸術家や芸術団体が、複数の学校で実施を行うことを制限することはありません。また、希望した芸術家や芸術団体を理由に採否の判断をすることはありませんが、事業の趣旨や実施内容にそぐわない内容については、採択に至らない場合もあります。

Q18

芸術家に実施を依頼したところ、既に近隣の学校での実施の依頼があったとのことでした。既に決まっている学校の次の日に実施を計画していますが、旅費はどのように計上すればよいですか？

旅費は、各校に単独で往復する場合を想定して計上してください。本事業を効率的に執行し、より多くの児童・生徒に文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するため、複数校の学校が、同一の講師で採択を受けた場合、連続した日程で実施が可能となるよう、日程の再調整及び経費の再算出をお願いすることがあります。ただし、実施校又は講師において日程の再調整が困難な場合は、応募時に予定する日程を優先することとします。

<別表 I> 実施分野表

大項目	中項目								
音楽	A ピアノ	B 声楽	C 弦楽器	D パーカッション	E 管楽器	F 合唱	G オーケストラ等	H 音楽劇 (オペラ)	I その他
演劇	A 現代劇	B ミュージカル	C 人形劇	D 児童劇	E その他				
舞踊	A バレエ	B 現代舞踊	C 身体表現	D その他					
大衆芸能	A 落語	B 講談	C 漫才	D 浪曲	E その他				
美術	A 洋画	B 日本画	C 版画	D 彫刻	E 書	F 写真	G その他		
伝統芸能	A 歌舞伎	B 能楽	C 人形浄瑠璃	D 日本舞踊	E 和太鼓	F 箏	G 三味線	H 邦楽	I その他
文学	A 俳句	B 朗読	C その他						
生活文化	A 囲碁	B 将棋	C 華道	D 茶道	E 和装	F 食文化	G その他		
メディア 芸術	A メディアアート	B 映画	C アニメーション	D マンガ	E 映像	F その他			

※ 上記以外の分野でも、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを伝えることができるものであれば実施可能です。事務局まで事前に御相談ください。

※ 上記に該当しない種目（中項目）は、最も当てはまる分野（大項目）より「その他」を選択し、右の欄に簡潔に記入してください。その他に分類される分野・種目（中項目）としては以下のようなものが挙げられます。

例：剪定技術、郷土芸能、他国の伝統芸能 等

※ 特に「伝統工芸品産業の振興に関する法律」に基づく指定工芸品に係る実演披露や指導を含む場合は大項目「生活文化」の中項目「その他」を選択し、指定伝統工芸の名称を明記してください。

※ 「美術／書」の分野には、習字／書写が含まれませんので御留意ください。

※ 実施分野・種目は、事務局での集計時により適切な分野・種目へ整理する可能性があります。

<別表Ⅱ> 片道100km未満の特例区間
(特別急行料金及び特別急行列車座席指定料金の特例対象区間)

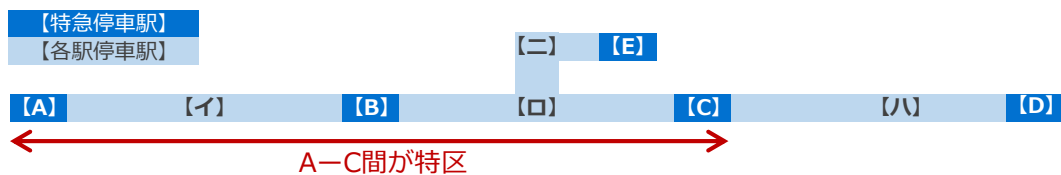
	区 間		区 間		区 間
1	函館 ～ 八雲	51	古川 ～ 一ノ関	101	高田 ～ 見附
2	五稜郭 ～ 八雲	52	古川 ～ 水沢江刺	102	直江津 ～ 長岡
3	新函館北斗 ～ 八雲	53	古川 ～ 北上	103	直江津 ～ 見附
4	新函館北斗 ～ 長万部	54	くりこま高原 ～ 水沢江刺	104	直江津 ～ 東三条
5	八雲 ～ 洞爺	55	くりこま高原 ～ 北上	105	柏崎 ～ 東三条
6	八雲 ～ 伊達紋別	56	くりこま高原 ～ 新花巻	106	柏崎 ～ 加茂
7	札幌 ～ 美唄	57	一ノ関 ～ 新花巻	107	柏崎 ～ 新津
8	札幌 ～ 砂川	58	一ノ関 ～ 盛岡	108	長岡 ～ 新潟
9	札幌 ～ 滝川	59	水沢江刺 ～ 盛岡	109	新潟 ～ 村上
10	札幌 ～ 白老	60	盛岡 ～ 二戸	110	坂町 ～ 鶴岡
11	札幌 ～ 苫小牧	61	盛岡 ～ 八戸	111	鶴岡 ～ 村上
12	札幌 ～ 追分	62	盛岡 ～ 大曲	112	東京 ～ 小田原
13	札幌 ～ 新夕張	63	盛岡 ～ 角館	113	東京 ～ 湯河原
14	岩見沢 ～ 深川	64	二戸 ～ 七戸十和田	114	東京 ～ 大月
15	岩見沢 ～ 旭川	65	八戸 ～ 新青森	115	東京 ～ 小山
16	美唄 ～ 旭川	66	七戸十和田 ～ 奥津軽いまべつ	116	東京 ～ 熊谷
17	砂川 ～ 旭川	67	青森 ～ 鷹ノ巣	117	東京 ～ 本庄早稲田
18	滝川 ～ 旭川	68	青森 ～ 大館	118	東京 ～ 石岡
19	旭川 ～ 白滝	69	米沢 ～ 村山	119	東京 ～ 八街
20	旭川 ～ 士別	70	赤湯 ～ 村山	120	東京 ～ 成東
21	旭川 ～ 名寄	71	赤湯 ～ 新庄	121	東京 ～ 横芝
22	旭川 ～ 美深	72	山形 ～ 新庄	122	東京 ～ 八日市場
23	伊達紋別 ～ 苫小牧	73	大曲 ～ 秋田	123	東京 ～ 茂原
24	東室蘭 ～ 苫小牧	74	大曲 ～ 雫石	124	東京 ～ 上総一ノ宮
25	東室蘭 ～ 南千歳	75	秋田 ～ 東能代	125	東京 ～ 大原
26	幌別 ～ 南千歳	76	秋田 ～ 鷹ノ巣	126	東京 ～ 君津
27	登別 ～ 南千歳	77	秋田 ～ 象潟	127	東京 ～ 木更津
28	白老 ～ 新札幌	78	秋田 ～ 仁賀保	128	霞ヶ関 ～ 箱根湯本
29	南千歳 ～ 占冠	79	秋田 ～ 田沢湖	129	品川 ～ 小田原
30	新札幌 ～ 新夕張	80	秋田 ～ 角館	130	品川 ～ 熱海
31	新得 ～ 池田	81	秋田 ～ 遊佐	131	品川 ～ 石岡
32	遠軽 ～ 北見	82	八郎潟 ～ 鷹ノ巣	132	新横浜 ～ 小田原
33	遠軽 ～ 美幌	83	東能代 ～ 弘前	133	新横浜 ～ 熱海
34	北見 ～ 網走	84	大館 ～ 新青森	134	新横浜 ～ 三島
35	木古内 ～ 奥津軽いまべつ	85	羽後本荘 ～ 鶴岡	135	小田原 ～ 新富士
36	名寄 ～ 音威子府	86	羽後本荘 ～ 余目	136	小田原 ～ 静岡
37	幌延 ～ 南稚内	87	羽後本荘 ～ 酒田	137	熱海 ～ 静岡
38	幌延 ～ 稚内	88	越後湯沢 ～ 長岡	138	熱海 ～ 伊豆急下田
39	郡山 ～ 白石蔵王	89	越後湯沢 ～ 燕三条	139	池袋 ～ 西武秩父
40	郡山 ～ 米沢	90	越後湯沢 ～ 高崎	140	新宿 ～ 大月
41	郡山 ～ 那須塩原	91	浦佐 ～ 燕三条	141	新宿 ～ 箱根湯本
42	双葉 ～ 仙台	92	浦佐 ～ 上毛高原	142	立川 ～ 塩山
43	福島 ～ 仙台	93	新井 ～ 柏崎	143	立川 ～ 山梨市
44	福島 ～ 赤湯	94	新井 ～ 長岡	144	立川 ～ 石和温泉
45	福島 ～ かみのやま温泉	95	上越妙高 ～ 長岡	145	立川 ～ 甲府
46	福島 ～ 山形	96	上越妙高 ～ 見附	146	八王子 ～ 塩山
47	福島 ～ 新白河	97	上越妙高 ～ 黒部宇奈月温泉	147	八王子 ～ 山梨市
48	仙台 ～ くりこま高原	98	上越妙高 ～ 上田	148	八王子 ～ 石和温泉
49	仙台 ～ 一ノ関	99	上越妙高 ～ 長野	149	八王子 ～ 甲府
50	仙台 ～ 浪江	100	高田 ～ 長岡	150	八王子 ～ 竜王

	区	間		区	間		区	間			
151	八王子	～	葦崎	201	柏	～	友部	251	芦原温泉	～	新高岡
152	大月	～	葦崎	202	柏	～	水戸	252	加賀温泉	～	新高岡
153	大月	～	小淵沢	203	柏	～	勝田	253	小松	～	新高岡
154	塩山	～	上諏訪	204	水戸	～	いわき	254	小松	～	富山
155	石和温泉	～	上諏訪	205	いわき	～	相馬	255	金沢	～	富山
156	甲府	～	富士	206	軽井沢	～	長野	256	金沢	～	黒部宇奈月温泉
157	甲府	～	岡谷	207	錦糸町	～	成東	257	金沢	～	七尾
158	甲府	～	塩尻	208	錦糸町	～	横芝	258	金沢	～	和倉温泉
159	甲府	～	富士宮	209	錦糸町	～	八日市場	259	新高岡	～	黒部宇奈月温泉
160	甲府	～	内船	210	錦糸町	～	旭	260	新高岡	～	糸魚川
161	葦崎	～	松本	211	千葉	～	八日市場	261	富山	～	糸魚川
162	上野	～	小山	212	千葉	～	旭	262	糸魚川	～	長野
163	上野	～	熊谷	213	千葉	～	銚子	263	糸魚川	～	飯山
164	上野	～	本庄早稲田	214	大網	～	安房鴨川	264	上諏訪	～	信濃大町
165	上野	～	石岡	215	大原	～	海浜幕張	265	塩尻	～	中津川
166	東武動物公園	～	藪塚	216	大原	～	蘇我	266	塩尻	～	長野
167	東武動物公園	～	新桐生	217	御宿	～	海浜幕張	267	木曾福島	～	多治見
168	浦和	～	栃木	218	勝浦	～	海浜幕張	268	木曾福島	～	松本
169	浦和	～	新鹿沼	219	勝浦	～	蘇我	269	木曾福島	～	明科
170	大宮	～	小山	220	上総興津	～	海浜幕張	270	松本	～	白馬
171	大宮	～	宇都宮	221	上総興津	～	蘇我	271	松本	～	南小谷
172	大宮	～	本庄早稲田	222	安房小湊	～	海浜幕張	272	松本	～	篠ノ井
173	大宮	～	高崎	223	安房小湊	～	蘇我	273	松本	～	長野
174	大宮	～	新前橋	224	安房鴨川	～	蘇我	274	安中榛名	～	上田
175	大宮	～	渋川	225	三島	～	静岡	275	安中榛名	～	長野
176	大宮	～	安中榛名	226	新富士	～	掛川	276	佐久平	～	長野
177	大宮	～	栃木	227	静岡	～	浜松	277	佐久平	～	飯山
178	大宮	～	新鹿沼	228	豊橋	～	名古屋	278	上田	～	飯山
179	小山	～	那須塩原	229	豊橋	～	水窪	279	京都	～	日根野
180	宇都宮	～	新白河	230	豊橋	～	中部天竜	280	京都	～	関西空港
181	熊谷	～	中之条	231	名古屋	～	米原	281	京都	～	綾部
182	熊谷	～	上毛高原	232	名古屋	～	白川口	282	京都	～	福知山
183	熊谷	～	軽井沢	233	名古屋	～	飛騨金山	283	京都	～	西舞鶴
184	熊谷	～	安中榛名	234	名古屋	～	中津川	284	新大阪	～	柏原
185	熊谷	～	佐久平	235	岐阜	～	白川口	285	新大阪	～	西明石
186	本庄早稲田	～	上毛高原	236	岐阜	～	飛騨金山	286	新大阪	～	姫路
187	本庄早稲田	～	軽井沢	237	岐阜	～	下呂	287	新大阪	～	海南
188	本庄早稲田	～	佐久平	238	岐阜	～	飛騨萩原	288	新大阪	～	和歌山
189	高崎	～	長野原草津口	239	岐阜	～	敦賀	289	大阪	～	柏原
190	高崎	～	佐久平	240	大垣	～	敦賀	290	尼崎	～	柏原
191	高崎	～	上田	241	米原	～	京都	291	姫路	～	岡山
192	久喜	～	藪塚	242	高山	～	富山	292	姫路	～	佐用
193	久喜	～	新桐生	243	敦賀	～	芦原温泉	293	姫路	～	和田山
194	館林	～	浅草	244	敦賀	～	小松	294	姫路	～	八鹿
195	足利市	～	浅草	245	敦賀	～	京都	295	姫路	～	江原
196	北千住	～	足利市	246	越前たけふ	～	加賀温泉	296	姫路	～	豊岡
197	北千住	～	太田	247	越前たけふ	～	小松	297	姫路	～	竹田
198	北千住	～	栃木	248	越前たけふ	～	金沢	298	相生	～	岡山
199	浅草	～	太田	249	福井	～	金沢	299	上郡	～	鳥取
200	浅草	～	栃木	250	芦原温泉	～	金沢	300	岡山	～	福山

	区	間		区	間		区	間			
301	岡山	～	新尾道	351	園部	～	東舞鶴	401	今治	～	伊予大洲
302	岡山	～	新見	352	園部	～	西舞鶴	402	松山	～	伊予吉田
303	岡山	～	多度津	353	園部	～	宮津	403	松山	～	八幡浜
304	岡山	～	観音寺	354	綾部	～	城崎温泉	404	松山	～	卯之町
305	岡山	～	川の江	355	福知山	～	豊岡	405	松山	～	宇和島
306	岡山	～	伊予三島	356	福知山	～	城崎温泉	406	伊予市	～	宇和島
307	岡山	～	善通寺	357	福知山	～	網野	407	鴨島	～	阿波池田
308	岡山	～	琴平	358	福知山	～	峰山	408	阿波池田	～	後免
309	岡山	～	阿波池田	359	鳥取	～	伯耆大山	409	阿波池田	～	高知
310	岡山	～	三原	360	鳥取	～	米子	410	阿波池田	～	徳島
311	岡山	～	大原	361	倉吉	～	米子	411	阿波池田	～	阿波川島
312	倉敷	～	新見	362	倉吉	～	松江	412	土佐山田	～	須崎
313	新倉敷	～	新尾道	363	米子	～	鳥取大学前	413	後免	～	須崎
314	新倉敷	～	三原	364	松江	～	大田市	414	高知	～	土佐久礼
315	福山	～	東広島	365	出雲市	～	江津	415	高知	～	窪川
316	新尾道	～	広島	366	出雲市	～	浜田	416	須崎	～	中村
317	宝塚	～	柏原	367	大田市	～	浜田	417	栗林	～	板野
318	宝塚	～	福知山	368	大田市	～	益田	418	栗林	～	池谷
319	三田	～	福知山	369	益田	～	新山口	419	栗林	～	徳島
320	柏原	～	豊岡	370	児島	～	伊予三島	420	栗林	～	勝瑞
321	新見	～	米子	371	高松	～	観音寺	421	屋島	～	池谷
322	津	～	鞆方	372	高松	～	川の江	422	屋島	～	徳島
323	津	～	名張	373	高松	～	伊予三島	423	志度	～	徳島
324	松阪	～	紀伊長島	374	高松	～	阿波池田	424	徳島	～	日和佐
325	松阪	～	尾鷲	375	高松	～	大步危	425	徳島	～	牟岐
326	多気	～	尾鷲	376	高松	～	板野	426	三原	～	広島
327	新宮	～	白浜	377	高松	～	池谷	427	広島	～	徳山
328	紀伊勝浦	～	白浜	378	高松	～	徳島	428	新岩国	～	新山口
329	紀伊勝浦	～	紀伊田辺	379	高松	～	阿南	429	徳山	～	厚狭
330	串本	～	白浜	380	高松	～	勝瑞	430	新山口	～	新下関
331	串本	～	紀伊田辺	381	坂出	～	伊予西条	431	新山口	～	津和野
332	白浜	～	御坊	382	坂出	～	川の江	432	新山口	～	小倉
333	白浜	～	海南	383	坂出	～	伊予三島	433	新下関	～	博多
334	紀伊田辺	～	海南	384	坂出	～	新居浜	434	小倉	～	博多
335	紀伊田辺	～	和歌山	385	坂出	～	阿波池田	435	小倉	～	新鳥栖
336	南部	～	和歌山	386	宇多津	～	伊予西条	436	小倉	～	中津
337	湯浅	～	天王寺	387	宇多津	～	阿波池田	437	小倉	～	柳ヶ浦
338	藤並	～	天王寺	388	丸亀	～	新居浜	438	小倉	～	宇佐
339	海南	～	天王寺	389	丸亀	～	伊予西条	439	小倉	～	杵築
340	和歌山	～	天王寺	390	丸亀	～	壬生川	440	折尾	～	中津
341	二条	～	綾部	391	多度津	～	新居浜	441	香椎	～	行橋
342	二条	～	福知山	392	多度津	～	伊予西条	442	博多	～	筑後船小屋
343	二条	～	東舞鶴	393	観音寺	～	今治	443	博多	～	新大牟田
344	二条	～	西舞鶴	394	川の江	～	今治	444	博多	～	新玉名
345	亀岡	～	綾部	395	伊予三島	～	今治	445	博多	～	佐賀
346	亀岡	～	福知山	396	新居浜	～	伊予北条	446	博多	～	江北
347	亀岡	～	東舞鶴	397	新居浜	～	松山	447	博多	～	肥前鹿島
348	亀岡	～	西舞鶴	398	伊予西条	～	伊予北条	448	博多	～	武雄温泉
349	亀岡	～	宮津	399	伊予西条	～	松山	449	博多	～	有田
350	園部	～	福知山	400	壬生川	～	松山	450	博多	～	嬉野温泉

区	間	区	間	区	間						
451	博多	～	行橋	481	鹿児島	～	西都城	511	大分	～	豊後竹田
452	博多	～	日田	482	新鳥栖	～	肥前鹿島	512	鶴崎	～	佐伯
453	博多	～	天ヶ瀬	483	新鳥栖	～	諫早	513	津久見	～	日向市
454	二日市	～	新大村	484	新鳥栖	～	武雄温泉	514	佐伯	～	延岡
455	鳥栖	～	肥前鹿島	485	新鳥栖	～	有田	515	佐伯	～	日向市
456	鳥栖	～	諫早	486	新鳥栖	～	早岐	516	延岡	～	宮崎
457	鳥栖	～	武雄温泉	487	新鳥栖	～	佐世保	517	延岡	～	南宮崎
458	鳥栖	～	早岐	488	新鳥栖	～	新大村	518	延岡	～	宮崎空港
459	鳥栖	～	佐世保	489	新鳥栖	～	嬉野温泉	519	南延岡	～	宮崎
460	鳥栖	～	新大村	490	佐賀	～	諫早	520	南延岡	～	南宮崎
461	鳥栖	～	嬉野温泉	491	佐賀	～	長崎	521	南延岡	～	宮崎空港
462	久留米	～	熊本	492	佐賀	～	早岐	522	日向市	～	宮崎
463	久留米	～	天ヶ瀬	493	佐賀	～	佐世保	523	日向市	～	南宮崎
464	久留米	～	豊後森	494	佐賀	～	新大村	524	日向市	～	宮崎空港
465	久留米	～	由布院	495	江北	～	諫早	525	宮崎	～	都城
466	筑後船小屋	～	熊本	496	江北	～	長崎	526	宮崎	～	西都城
467	筑後船小屋	～	新八代	497	長崎	～	武雄温泉	527	南宮崎	～	国分
468	新玉名	～	新鳥栖	498	長崎	～	嬉野温泉	528	新水前寺	～	豊後竹田
469	熊本	～	新水俣	499	中津	～	別府	529	宮地	～	三重町
470	熊本	～	出水	500	中津	～	大分	530	春日部	～	栃木
471	熊本	～	新鳥栖	501	柳ヶ浦	～	別府	531	春日部	～	新鹿沼
472	熊本	～	宮地	502	柳ヶ浦	～	大分	532	栃木	～	鬼怒川公園
473	熊本	～	豊後竹田	503	宇佐	～	大分	533	栃木	～	新藤原
474	肥後大津	～	豊後竹田	504	別府	～	佐伯	534	栃木	～	龍王峡
475	新八代	～	出水	505	大分	～	豊後中村	535	栃木	～	川治温泉
476	新八代	～	川内	506	大分	～	佐伯	536	下今市	～	春日部
477	新水俣	～	鹿児島中央	507	大分	～	日田				
478	出水	～	鹿児島中央	508	大分	～	天ヶ瀬				
479	鹿児島中央	～	都城	509	大分	～	豊後森				
480	鹿児島中央	～	西都城	510	大分	～	宮地				

<図> 特区について



1. **[A]** 対象区間 **[C]** **[ハ]**

[A] ～ [ハ] まで乗車した場合は、[A] ～ [C] の区間については、特急料金の計上が認められます。
2. **[A]** **[B]**

[A] ～ [B] まで乗車した場合は、特区の区間を超えていないので、特急料金は計上できません。
3. **[A]** **[B]** **[E]**

[A] ～ [E] まで乗車した場合は、特区の区間を超えていないので、特急料金は計上できません。
4. **[A]** 対象区間 **[C]** 対象区間 **[D]**

[A] ～ [D] まで乗車した場合は、[A] ～ [D] の区間については、特急料金の計上が認められます。